

(仮称) 障害者差別解消条例
(障害のある人もない人も共に学
び共に生きる社会を目指す小金井
市条例) の素案について

小金井市地域自立支援協議会

ただいま紹介にあずかりました小金井市地域自立支援協議会委員の□□です。

早速、小金井市の障害者差別解消条例についての報告をしたいと思います。

1 今までの経過について

- 小金井市の障害者差別解消条例は「障害のある人もない人も等しく、基本的な権利を有する個人としてその尊厳が重んじられ、相互に尊重し合いながら、共に学び、共に生きる小金井市の実現を目指して」制定しようと、小金井市自立支援協議会において発議され、意見交換会なども行いながら、この2年間、検討されてきました。
- この10月に自立支援協議会の原案を提出しましたが、本条例は原案どおりにはなっておらず、誠に遺憾に感じているところです。
- しかしながら、協議会として、皆様にご説明すべきであると感じ、本条例内容について、順にポイントを絞りながら、解説したいと思います。

※法律の表記方式に合わせ、「しょうがい」の漢字については「障害」とさせていただきます。悪しからずご了承ください。

まずこれまでの経過をお伝えします。

皆さまもご存じのとおり、小金井市障害者差別解消条例は平成28年障害者差別解消法が施行されるにあたりまして、小金井市における障害者差別解消条例を策定しようと、平成27年5月に、地域自立支援協議会にて発議されました。

それから、平成27年12月の障害者週間イベントでは、差別解消法に関するシンポジウムをおこない、平成28年12月の障害者週間イベントでも「共生(きょうせい)の小金井市条例案(仮称)の構想」ということで、シンポジウムを行い、当事者の方や会場の皆様からのご意見をいただきました。

また、今年の3月には、意見交換会を2回行い、皆様から様々な意見をいただきました。

その後も地域自立支援協議会ではさらに協議を続けていきながら、10月には自立支援協議会案として、皆様のご協力のもと、ご意見を盛り込んだ条例の原案を小金井市に提出した次第です。

しかしながら、市から提示された本条例案は、自立支援協議会の条例案どおりとはなっておらず、自立支援協議会といたしましても、誠に遺憾に感じているところです。

とは言え、この間、条例につきまして協議を続けてきた自立支援協議会としまして、皆様に対し説明すべきであると考えますため、素案とはなりますが、条文の順を追って説明いたしたいと思います。

なお、本日の資料につきましては「しょうがい」の漢字を法律表記の仕方に従い、すべて漢字で表記しております。悪しからず、ご了承ください。

また、この条例案が確定した条例案ではない事についてはご了承いただきたく思います。

2 条文の内容について

前文(1)

全ての人は、基本的人権を有するかけがえのない個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有している。しかし、依然として障害のある人に対する誤解、偏見及び不当な差別的取扱いが存在し、これらが障害のある人の社会参加や自立を妨げる社会的障壁となっている。

それに対して、市民一人一人が障害を理由とする差別を身近な問題として捉え、障害や障害のある人に対する理解を深め、適切な配慮について学び、実践することは、障害を理由とする差別を解消し、誰もが平等である小金井市を実現する第一歩となる。

それでは、まず、前文からご説明いたします。

法律における前文には通常、その法律の理念を強調し、制定の趣旨や目的、基本原則を述べる文章が書かれています。

小金井市の差別解消条例も例にもれず、制定の趣旨や目的を述べる文章が書かれています。

まず、前文の前半では障がい者差別の現状、そしてそれを解消していくためには障がいや障がいのある人への理解の重要性や配慮について「学ぶ」事が大切であることをうたっています。

前文(2)

2006年12月に国際連合総会で障害者の権利に関する条約が採択され、我が国でも2014年1月に国会で批准された。さらに、国際連合の障害者の権利に関する条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、2013年6月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が制定され、2016年4月1日から施行された。これからは、これらの条約や法の下に、障害のある人もない人も一緒に考え行動し、社会の制度や在り方を見直していくことになる。

私たちは、障害のある人もない人も等しく、基本的人権を有する個人としてその尊厳が重んじられ、相互に尊重し合いながら、共に学び、共に生きる小金井市の実現を目指して、この条例を制定する。

また、前文の後半部分においては、国際連合における条約の採択から、日本における障害者差別解消法の施行について書かれております。

あるべき小金井市の実現を目指し、「障害のある人もない人も等しく、基本的人権を有する個人としてその尊厳が重んじられ、相互に尊重し合いながら、共に学び、共に生きる小金井市」を実現するために制定するとうたっています。

2 条文の内容について

目的

第1条 この条例は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）の趣旨にのっとり、障害者に対する市民及び事業者の理解を深め、障害者に対する差別をなくすための取組に関し、基本理念を定め、小金井市（以下「市」という。）、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、当該取組に係る施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的に推進し、もって市民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に手を取り合い安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

では、続きまして、第1条から説明いたします。

第1条はこの条例の目的を定めています。

障害者差別解消法の趣旨から障がい者に対する理解を深め、差別をなくすための取組に関して

- (1) 基本理念を定めること
- (2) 小金井市の責務を明らかにすること
- (3) 小金井市民や事業者などの責務を明らかにすること
- (4) 差別をなくすための取組の施策に関して基本となる事項を定めること

によって障がい者への差別解消についての施策を総合的に推進していくことで、みんなが安心して暮らせる社会を実現することを目的としています。

定義

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、法に定めるもののほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難治性疾患その他心身の機能的障害（以下「障害」と総称する）がある者が、日常生活に相当な制限を受け、継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

(2) 合理的な配慮 障害者が障害者でない者と同様に基本的人権を享有し、日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要かつ適切に日常生活の変更に調整を要するものをいう。ただし、社会通念上その実施に伴う負担が過重にならないものを除く。

(3) 差別 正当な理由なく、障害を理由として、障害者でない者の取扱いと比べて不当な取扱いをし、又はしようとする事、及び合理的な配慮をしないことをいう。

(4) 共生社会 差別を解消し、障害者と障害者でない者とが分け隔てられなくなり、相互に人格と個性を尊重しながら、地域の中で共に手を取り合い安心して暮らすことのできる社会をいう。

第2条です。

第2条はこの条例における用語定義をしています。

- (1) 障がい者
- (2) 合理的な配慮
- (3) 差別
- (4) 共生社会

の定義となります。

特に

(3)の「差別」の定義については

「正当な理由なく、障害を理由として、障害者でない者の取扱いと比べて不当な取扱いをし、又はしようとする事、及び合理的な配慮をしないことをいう。」

としています。

また、

(4)の「共生社会」の定義については

「差別を解消し、障害者と障害者でない者とが分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域の中で共に手を取り合い安心して暮らすことのできる社会をいう。」

としています。

基本理念

第3条 障害者に対する差別をなくすための取組は、共生社会を実現するためのものであり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、性別や年齢等にかかわらず、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活が保障される権利を有することを前提として行わなければならない。

2 障害者に対する差別をなくすための取組は、差別の多くが障害者に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていることを踏まえ、障害及び障害者に対する理解を広げる取組と不可分のものとして行わなければならない。

3 障害者に対する差別をなくすための取組は、様々な立場の市民及び事業者がそれぞれの立場を理解し、相互に協力して行わなければならない。

第3条は基本理念です。

障がいのある方に対する差別をなくすための取組を行うにあたっての理念が書かれています。

第1項は、基本的人権の尊厳にふさわしい生活が保障される権利を有することを前提として行われること。

第2項は、障がい及び障がいのある方に対する理解を広げる取組と不可分のものとして行われること。

第3項は、様々な立場の市民や事業者がそれぞれの立場を理解して、相互に協力して行われること。

として障がいのある方に対する差別をなくすための取組を行わなければならないとしています。

市の責務・市民等の責務

第4条 市は、法の趣旨及び前条に規定する基本理念にのっとり、その他の法令との調和を図りながら、差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及び実施しなければならない。

第5条 市民及び事業者は、共生社会を実現する上で差別の解消が重要であることに鑑み、差別の解消の推進に寄与する施策に協力するよう努めなければならない。

第4条・第5条につきましては、それぞれ市の責務、市民の責務を定めています。

第4条は市の責務として基本理念にのっとりつつ、その他の法令との調和も図りながら、「差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及び実施しなければならない」という義務規定となっています。

第5条は市民及び事業者の責務として、「差別の解消の推進に寄与する施策に協力するよう努めなければならない」という事で、努力規定としています。

差別の禁止等・虐待の禁止

第6条 何人も、障害者に対し、差別をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって障害者の権利利益を侵害することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

第7条 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。障害を理由とした排除、身体的及び心理的な暴力や言動、放置や無作為等の行為をしてはならない。

続いて第6条・第7条です。

ここでは、差別の禁止と虐待の禁止をうたっています。

第6条は差別の禁止の条文です。

第2条第3号に定義している差別を禁止するとともに、「社会的障壁の除去」の「実施に伴う負担が過重でないとき」は、「その実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない」としています。

第7条は虐待の禁止の条文です。

虐待は差別と表裏一体の関係にあるとして虐待の禁止についての条文を定めています。

合理的な配慮(1)

第8条 市は、その事務又は事業を行うに当たり、次に掲げる場合には、第6条第2項の規定の趣旨を踏まえ、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

- (1) 保育、教育及び療育の実施をするとき。
- (2) 居住する場所の確保及び居住の継続をするとき。
- (3) 就労に係る相談及び支援を行うとき。
- (4) 意思疎通を図るとき又は情報通信の技術を利用しやすい環境の整備を行うとき。
- (5) 行事を開催するとき並びに情報の提供及び通信を行うとき。
- (6) 障害者の移動の支援を行うとき。

では第8条です。

第8条では「社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮」とは何かを例示列挙しています。

また第1項では「市は」としているとおおり、市が行う際には「しなければならない」という義務規定でうたわれています。

合理的な配慮(2)

- (7) 道路、建物その他の施設の整備及び管理を行うとき。
 - (8) サービスを提供するとき。
 - (9) その他社会的障壁が生じているとき。
- 2 市民及び事業者は、前項各号に掲げる場合には、第6条第2項の規定の趣旨を踏まえ、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

第8条の例示列举の続きおよび第2項となります。

「社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮」について、第2項では「市民及び事業者」として、市民及び事業者が行う際には「努めなければならない」という努力規定でうたわれています。

合理的な配慮(3)

合理的な配慮の事案 1

公共施設を利用したいのだが、車イスを使っているため出入口の段差を乗り越えることができないので、職員に手伝ってほしい。

ア 合理的な配慮

職員が段差を乗り越える手伝いをする、段差に携帯スロープをかける

イ 不当な差別的取扱い

正当な理由なく、公共施設の利用を拒む。

ここで、合理的な配慮とはどんな事例があるのかを上げさせていただきます。

たとえば、「公共施設を利用したいのだが、車イスを使っているため出入口の段差を乗り越えることができないので、職員に手伝ってほしい。」というときには・・・

公共施設が、市の施設であり、市の職員が働いていれば、その職員にとっては合理的な配慮をすることは義務規定となります。

合理的な配慮をしているとされるのは

職員が段差を乗り越える手伝いをしたり、段差に携帯スロープをかけるなどのことです。

逆に、不当な差別的取扱いをしているとされるのは

正当な理由なく、公共施設の利用を拒むようなことをすることです。

合理的な配慮(4)

合理的な配慮の事案 2

申込手続を行うときに、視覚障害があるため自筆では書類に記入することができないので、店員に代筆してほしい。

ア 合理的な配慮

本人の意向を確認しながら店員が代筆する。

イ 不当な差別的取扱い

正当な理由なく、申込みを拒む。

もう一つ事例を上げさせていただくと、

「申込手続を行うときに、視覚障害があるため自筆では書類に記入することができないので、店員に代筆してほしい。」

この場合は、店員となるため、市民や事業者となります。そのため合理的な配慮をすることは努力規定となります。

合理的な配慮をしているとされるのは
本人の意向を確認しながら店員が代筆することです。

逆に不当な差別的取扱いをしているとされるのは
正当な理由なく、申込みを拒むようなことをすることです。

相互理解の促進・教育

第9条 市は、共生社会の実現に向けて市民及び事業者が障害及び障害者に対する理解を深めるよう、普及啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

第10条 市は、共生社会の実現に向けて、市民及び事業者が障害及び障害者に関する正しい理解を深めるよう、普及啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、幼児、児童、生徒が障害及び障害者に関する正しい知識を持つための教育が行われるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

それでは第9条、第10条です。

第9条は相互理解の促進について、第10条は教育についての規定が書かれています。どちらも共生社会の実現に向けて、相互理解や教育の重要性から独立した条文として書かれています。

第9条は市が障がい及び障がいのある方に対する理解を深めるよう、普及啓発などの必要な措置を講ずるとした規定となっています。

また、第10条第2項では「市は、幼児、児童、生徒が障害及び障害者に関する正しい知識を持つための教育が行われるよう必要な措置を講ずるよう努める」とした規定としています。

差別に該当すると思われる事案があった時の救済措置など

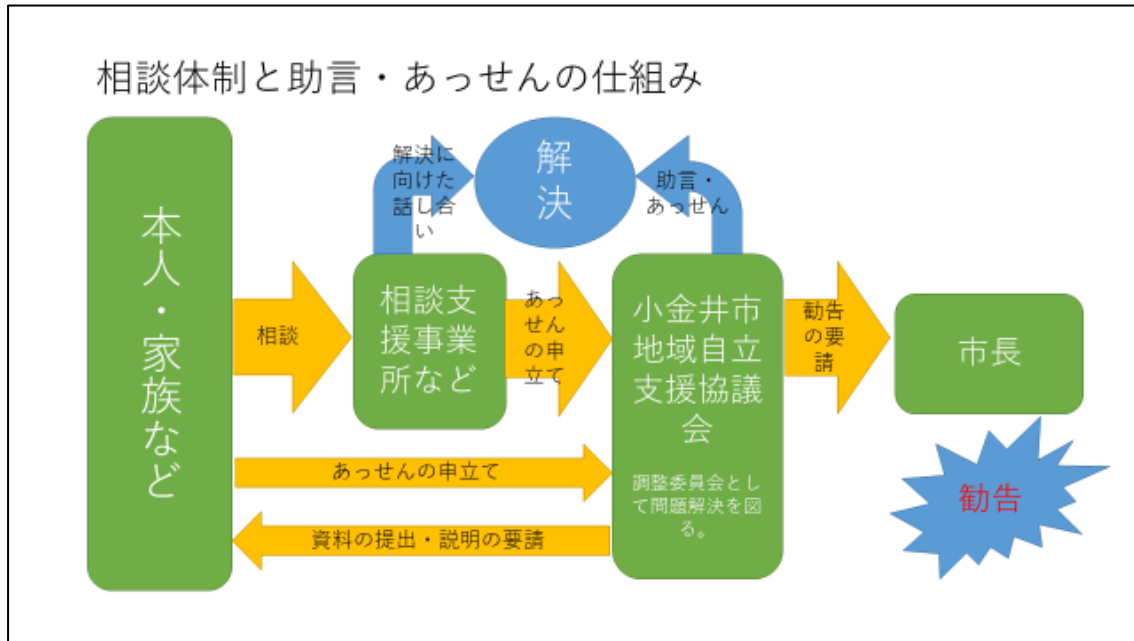
第11条～第15条

特定相談・助言又はあっせんの申立て・対象事案の調査・助言及びあっせん・勧告

⇒次の図を参照。

第11条から第15条は特定相談・助言又はあっせん・対象事案の調査・勧告など、「障害を理由とする差別に関する相談」があった場合にどのような救済方法があるのかなどが規定されています。

詳しくは次の図で紹介します。



まずは一番左側になりますが、ご本人や家族などから「障害を理由とする差別に関する相談」が相談支援事業所に寄せられます。

その後、解決に向けた話し合いにより解決ができればよいのですが、そうならない場合には、調整委員会として地域自立支援協議会に本人やご家族または関係機関などが助言又はあっせんの申し立てができます。

自立支援協議会ではあっせんの申し立てがあった場合に、当該事案の調査のために、調査をすることができます。

ここで地域自立支援協議会により助言やあっせんがあり、事案が解決されればよいのですが、解決されない場合には、地域自立支援協議会から、市長に対して勧告の要請ができます。

この勧告の要請あった場合、市長は差別をしたと認められる者が、正当な理由なく当該助言やあっせんに従わないとき、適当であると判断した場合には、当該助言又はあっせんに従うよう市長から勧告することができるようになっています。

委任・付則（施行期日・検討）

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2 市長は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行の状況、社会情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

最後の条文となりますが、第16条、そして付則です。

第16条は委任の規定として、条例の施行について必要な事項は別に定めるという条文です。

また、付則についてですが施行する日と見直しを3年を目途にすることをうたっています。

条例本文の内容についての紹介は以上です。

3 未来に向けて

協議会として、まずは小金井市の障害者差別解消条例を制定・公布していくことで、差別解消についての周知・啓発をしていきたいと考えています。

また、制定したことに満足せず、3年を目途として、施行の状況や社会情勢の推移等を勘案して、検討や必要な措置を講ずるよう協議を行っていきたいと思っています。

条例については、地域自立支援協議会が提出した案どおりとはなっていないことが、誠に遺憾ではありますが条例の内容についての紹介をさせていただきました。

さて、なぜ、このような条例案であっても自立支援協議会が皆様に説明したのかという事ですが、

まずはすこしでも早く、条例を制定・公布し、障がいのある人にも、ない人にも、広く周知・啓発を促し、「共に学び、共に生きる社会」の実現に向けたスタートを切っていききたいこと。

さらには、制定して終わりではなく、むしろ、これからまた、社会情勢の推移などを勘案しながら、見直しできるよう考えていくこと。

の方が大切であると考えています。

条例の制定について、一挙にはすべてが満足のいくものとはならなくとも、少しずつの積み重ねであっても、

障がいのある方もない方も、市民の皆さんが「共に学び、共に生きる社会」の大切さをよりよくわかっただけできるよう、これからも地域自立支援協議会は障がい者の差別解消に向けて、鋭意、努力を重ねていきたいと思っています。

ご清聴
ありがとうございました。

小金井市地域自立支援協議会 委員一同

皆様、長時間でのご報告となりましたが、ご清聴、ありがとうございました。